

育児・介護休業法等の改正について

育児・介護休業法および次世代育成支援対策推進法の改正法が国会で可決・成立し、2025年4月1日より段階的に施行が予定されております。主な改正内容と企業が対応すべき事項を確認しましょう。



1 主な改正内容

育児関係

(2025年4月施行)

- ① 子の看護休暇の拡大
 - 対象となる子の範囲は小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大
 - 取得事由に「感染症に伴う学級閉鎖等」と「入園（入学）式、卒園式」を追加
 - 勤続6カ月未満の労働者を労使協定により適用除外する仕組みを廃止
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

対象を小学校就学前の子（現行は3歳未満）を養育する労働者に拡大
- ③ 3歳未満の子を養育する労働者へのテレワーク導入（努力義務）
- ④ 育児休業取得状況の公表義務の対象を常時雇用する労働者数が300人超の企業（現行は1,000人超）に拡大

※常時雇用する労働者とは、雇用契約の形態を問わず、1年以上雇用されている者または雇入時から1年以上雇用される見込みのある者を指します。

(2025年10月施行予定)

- ① 3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者への柔軟な働き方を実現するための措置および当該措置の個別周知・意向確認の義務化
- ② 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

介護関係

(2025年4月施行)

- ① 介護休暇について、勤続6カ月未満の労働者を労使協定により適用除外する仕組みを廃止
- ② 介護に直面することを申し出た労働者に対し、介護両立支援制度等の個別周知・意向確認の義務化
- ③ 労働者への介護両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修、相談窓口の設置等）の義務化
- ④ 家族を介護する労働者へのテレワーク導入（努力義務）

2 2025年4月までに企業が対応すべき事項

- ① 就業規則等の変更

子の看護休暇および介護休暇、所定外労働の制限について見直しが必要です。なお、「子の看護休暇」は「子の看護等休暇」と名称が変更となりますので、見直しの際は注意しましょう。
- ② 労使協定の再締結

子の看護休暇および介護休暇について、労使協定により勤続6カ月未満の労働者を適用除外としている場合は、当該条文を削除のうえ、再締結が必要となります。
- ③ 介護休業に関する個別周知・意向確認のための書面等の作成

介護休業制度および介護両立支援制度等を情報提供するための資料を準備しましょう。
- ④ 育児休業の取得状況の公表準備（労働者300人超の企業）

男性労働者の育児休業等の取得割合または育児休業等と育児目的休暇の取得割合のデータを把握しておく必要があります。

改正内容や対応すべき事項でご不明な点やご要望がございましたら、当法人までお気軽にご相談下さい。

CONTENTS

01. 定額減税と確定申告・年末調整
02. 代表取締役等住所非表示措置について
03. フリーランス適正化法の概要
04. 育児・介護休業法等の改正について

解説動画を是非ご覧ください



NTS総合コンサルティンググループ
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
 電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

- NTS総合税理士法人
- NTS総合弁護士法人
- NTS総合司法書士法人
- 監査法人 アイリス
- NTS総合社会保険労務士法人
- NTS丸の内社会保険労務士法人



NTS総合コンサルティンググループ

代表 吉井 清信

拝啓 秋晴れの候 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます

さて、9月16日に米アマゾン・ドット・コムが世界の社員に原則として「週5日出社」の方針を掲げ社内外に衝撃が走りました。というのも、テック業界では新型コロナウイルス収束後、週に2〜3日の出社と在宅勤務を組み合わせた「ハイブリッド勤務」が定着していたからです。従業員にオフィスで働くように求める動きは「RTO（リターン・トゥ・オフィスの略）」と呼ばれますが、最近ではテック企業の経営者の間でも、生産性を高めるには出社が望ましいとの見方が広がって来ています。アマゾンのCEOは、「お互いに協力し合い、アマゾンの文化と深くつながり、最高の成果を

出すため」と意義を説明しています。

もともと、これによって「週5日出社」が再び常識になると捉えるのは早計なようです。というのも、優秀な人材を確保するという観点からすれば、柔軟な働き方を認める施策が採用競争において有利に作用しているとみられるからです。また、ハイブリッド勤務への移行で、従業員の離職率も低下していることや、女性や非管理職、通勤時間が長い従業員では生産性が落ちていないことも見逃せません。

新型コロナが契機とはなりませんが、やはり、これからの時代はある程度柔軟な働き方を認めていくことは、企業の成長・発展には重要なことだと思います。

敬具

会計・税務

NTS総合税理士法人

定額減税と確定申告・年末調整

国税庁の定額減税Q&Aより、所得税の確定申告及び年末調整に関わる項目についてご紹介します。

1 定額減税と確定申告 (「定額減税Q&A(予定納税・確定申告関係)」より)

① 青色事業専従者等(1-5-2)

青色事業専従者等は、定額減税の対象となる同一生計配偶者等には含まれないこととされており、その方を同一生計配偶者等として定額減税の適用を受けることはできません。青色事業専従者等の方がご自身で定額減税の適用を受けることとなります。

② 合計所得金額が48万円を超える方(1-5-2)

合計所得金額が48万円を超えるため、同一生計配偶者等に含まれない配偶者や親族についても、①の青色事業専従者等と同様、その配偶者や親族がご自身で定額減税の適用を受けることとなります。

③ 調整給付(1-5-2)

①や②に該当する方で定額減税の金額を控除しきれない場合や、定額減税前の所得税額がない場合については、前回の「NTS Voice」Vol.30(2024年7月発行)で取り上げた調整給付の対象とされています。

→次ページに続く

④ 給与と公的年金 (2-3)

給与と公的年金の支払を受けている人は、給与に係る源泉徴収税額と、公的年金に係る源泉徴収税額の、両方から定額減税の適用を受けている場合があります。この場合、両方から定額減税の適用を受けているという理由で確定申告の義務が発生することはありません。

このため、従来どおり、以下の方は確定申告をする必要はありません。

- ・ 確定申告をすれば税金が還付される方
- ・ 給与収入が2,000万円以下で、かつ、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下であるなどの一定の要件を満たすことにより確定申告が不要とされている方
- ・ その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であって、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であることにより、確定申告が不要とされている方

⑤ 令和6年6月1日以後に準確定申告書を提出する場合(2-4)

令和6年の中途に死亡した方について令和6年6月1日以後に準確定申告書を提出する場合は、定額減税が適用されます。

⑥ 令和6年5月31日以前に準確定申告書を提出した場合(2-5)

令和6年の中途に死亡した方について令和6年5月31日以前に準確定申告書を提出した場合は、準確定申告書では定額減税が適用されていません。この場合、令和6年5月1日から令和11年6月1日までに更正の請求を行うことにより、定額減税の適用を受けることができます。

2 定額減税と年末調整 (「定額減税Q&A (概要・源泉所得税関係)」より)

◆所得制限 (9-1)

給与所得者は、主たる給与の支払者のもとで、令和6年6月以後の各月において定額減税を行う、月次減税の適用を受けています。

一方、合計所得金額が1,805万円を超える人については、年末調整の際に年調所得税額から控除する年調減税の適用が受けられませんので、年末調整の際にそれまで控除した額の精算を行うこととなります。しかし、主たる給与の支払者からの給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象となりませんので、その人は確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととなります。



NTS総合弁護士法人

フリーランス適正化法の概要

令和6年11月より、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(「フリーランス・事業者間取引適正化法等法」)が施行されます。近年フリーランスの働き方が普及する一方、報酬の不払いや取引先からのハラスメント等が問題視されていました。そこで、フリーランスの取引の適正化と就業環境の整備を図るため、本法が制定されました。概要は、次のとおりです。

1 対象

この法律は、個人として業務委託を受ける特定受託事業者(フリーランス)と、業務委託をする業務委託事業者(発注事業者。従業員を使用する「特定業務委託事業者」が主な対象となる)との間の業務委託に係る取引に適用されます。消費者との取引や、業務委託以外の取引には適用はありません。

2 取引の適正化

① 書面の交付

特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、給付の内容、報酬の額等を書面や電子メール等で明示することが定められました。この規定は、従業員を使用していない業務委託事業者に対しても適用されます。

② 報酬支払期日

発注した給付を受領した日から60日以内(ただし、再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないことが定められました。

③ 遵守事項

1カ月以上の継続的な業務委託に関し、特定受託事業者の責めに帰すべき事由や正当な理由がないのに、(1)受領拒否、(2)報酬の減額、(3)返品、(4)著しく低い報酬の設定、(5)物品購入・役務利用の強制を行うことが禁止されました。

また、経済上の利益の提供を要請したり、不当に給付内容の変更・やり直しを命じたりして、特定受託事業者の利益を不当に害することも禁止されました。

の申告受理証明書(ただし、登記の申請が当該株式会社の設立の日
の属する年度又はその翌年度に行われる場合に限り)。

なお、③については、Aの書類によることが多くなると思
われます。

3 登記事項の表示について

代表取締役等住所非表示措置がなされた場合、登記事項証
明書には、代表取締役等の住所が「最小行政区画まで」しか

3 就業環境の整備

特定業務委託事業者に対して次の義務が定められました。

- ① 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保つこと
- ② 特定受託事業者が育児や介護等と両立して業務が行えるよう、必要な配慮をすること
- ③ ハラスメント行為に係る相談対応等、必要な体制整備等の措置を講ずること
- ④ 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに予告すること

4 違反があった場合の対応

公正取引委員会等は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について指導や立入検査、命令等をすることができます。命令違反及び検査拒否等については50万円以下の罰金に処される可能性があります。

5 相談対応等の取組

国は、特定受託事業者の取引の適正化及び就業環境の整備のために、相談対応などの必要な体制の整備等をすることとされています。

6 まとめ

今後、フリーランスに業務委託をする事業者は、上記の内容に十分に留意し、違反とならないよう、契約内容等を定める必要があります。

表示されないこととなります。具体的には、「東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号」という住所の場合、表示は「東京都千代田区」までとなります。

なお、実際に代表取締役等住所非表示措置がなされた場合の登記事項証明書を見てもわかりませんが、非表示の対象となる住所は、申出と同時に申請した登記によって記録した住所に限られるようです。従来から登記されている住所については非表示にはならないので、注意が必要です。

代表取締役等住所非表示措置について

1 代表取締役等住所非表示措置とは

商業登記において株式会社の代表権を有する代表取締役等については、登記簿に氏名のみならず住所も記載されていることはご存知かと思います。代表取締役等住所非表示措置は、一定の要件を充たす場合に、株式会社の代表取締役等の「住所の一部」を登記事項証明書等で表示しないこととする措置をいいます。この制度は、商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)によって創設され、令和6年10月1日から施行されました。

2 手続について

代表取締役等住所非表示措置の申出は、代表取締役等の就任・再任といった役員変更登記、会社設立登記等の「代表取締役等の住所が登記事項となっている登記」を申請するときに限りすることができます。具体的には、登記申請書に代表取締役等住所非表示措置を希望する旨、非表示措置をしたい代表取

締役等の資格、氏名及び住所を記載して申請することとなります。

また、添付書類として以下の書類が必要となります。

① 上場会社の場合

上場されていることを証する書面(たとえば、株式会社の上場に係る情報が掲載された金融商品取引所のホームページのコピー等)を添付する必要があります。ただし、商号、設立年月日、代表取締役の氏名が記載されている必要があります。

② 上場会社以外の会社の場合

- ① 株式会社が受取人として記載された配達証明書及び郵便物受領証(商号及び本店所在場所が記載されたもの)
- ② 代表取締役等の住民票の写しや印鑑証明書
- ③ 会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面(A司法書士等の資格者代理人が作成した「実質的支配者の本人特定事項に関する記録の写し」、B実質的支配者の本人特定事項についての供述を記載した書面で公証人の認証をうけたもの、C定款認証の際に申告した実質的支配者